



新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免について、国の基準に基づき令和3年度も継続して実施する。

1 背景

- ・介護保険料については、特別な理由がある第1号被保険者(65歳以上)に対し、介護保険法第142条の規定に基づき、市町村の判断により減免を行うことができるとされている。
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)」において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対し、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、北上市介護保険条例改正及び北上市新型コロナウイルス感染症等に係る介護保険料減免要綱の制定を行い、減免を実施した。
- ・令和3年3月12日の厚生労働省の事務連絡において令和3年度の減免措置に対する財政支援の取扱いが示された。

2 令和2年度実績

(1)令和2年度における減免実績(令和3年3月末現在)

①申請状況

申請件数	承認	不承認
7件	6件	1件

※減免基準は別紙記載

②減免状況

減免割合	件数	減免額
10割	5件	278,400円
8割	1件	111,400円
減免合計額		389,800円

(2)国庫支援状況

減免分の6/10が国庫補助、4/10が特別調整交付金。

3 令和2年度からの変更点

(1)減免割合を判定する前年の合計所得金額

令和2年度		令和3年度	
前年の合計所得金額	減免の割合	前年の合計所得金額	減免の割合
200万円以下	全部	210万円以下	全部
200万円超	10分の8	210万円超	10分の8

(2)財政支援

令和2年度 6/10を国庫補助、4/10を特別調整交付金



令和3年度 2/10を特別調整交付金

※令和3年3月12日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡による。

4 近隣市の状況

盛岡市	実施の方針
花巻市	実施(条例要綱改正済)
奥州市	実施の方針
一関市(広域組合)	実施の方針

5 実施方針

1 令和3年度介護保険料の減免

継続して実施するため、条例と要綱を改正する。

(1)条例改正

減免対象の保険料に、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は年金給付の支払日)が設定されているものを追加する。

(2)要綱改正

減免割合を判定する基準となる前年の合計所得金額の境界を210万円とする。

2 スケジュール

議会全員協議会	5月27日(木)
庁議	5月31日(月)
条例改正案上程	6月10日(木)

別紙

(1) 令和2年度の減免基準

要件		減免額
① 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った第1号被保険者		全額
② 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、右のi及びiiのいずれにも該当する第1号被保険者	i 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上	対象 保険料額 ※1 × 減額又は 免除の割合 ※2
	ii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額の合計額が400万円以下	

※1 対象保険料額＝A×B／C

A: 第1号被保険者の保険料額

B: 減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る前年の所得額

C: 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

※2 減額又は免除の割合

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合	その他
200万円以下	全部	事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額に関わらず全部免除
200万円超	10分の8	

(2) 対象となる保険料

令和元年度及び2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は年金給付の支払日）が設定されているもの。